

制 定 平成28年 3月18日
一部改定 平成28年10月28日
一部改定 平成30年 3月 8日
一部改定 令和 6年 1月24日

一般社団法人漁業経営安定化推進協会

競争力強化型機器等導入緊急対策事業で取得した機器等の管理運営について

第1 機器等の管理の方針

- (1) 事業実施者は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業（以下「本事業」という。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、必要に応じて修繕を行い、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) (1) の修繕に要する費用については、事業実施者が負担するものとする。
- (3) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「漁安協」という。）に納付させることがある。

第2 管理の方法

事業実施者は、取得財産等について、管理運営規程及び管理台帳を整備して保管するとともに、漁安協に提出し、適正な管理運営を行うものとする。

第3 機器等の管理運営状況の報告

- (1) 事業実施者は、取得財産等に係る処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）に住所の変更等があったときには、漁安協に書面で報告を行うものとする。
- (2) 事業実施者は、取得財産等の処分制限期間中に、漁安協から管理運営状況の報告を求められた際には、関係書類を直ちに提出するものとする。

第4 取得財産等の処分の制限

- (1) 取得財産等については、処分制限期間中においては、漁安協の承認を受けずに、助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (2) 事業実施者が漁安協の承認を得て取得財産等を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を漁安協に納付させることがある。

第5 疑義の解決について

この管理運営に関して疑義を生じた場合には、事業実施者は漁安協と協議の上解決するものとする。

第6 書類送付先及び連絡先

(1) 事業実施者が上記についての連絡、報告等を行う場合は漁安協宛とする。

(2) 連絡先

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-4-2 藤和神田錦町ビル内

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

TEL : 03-6895-0100

FAX : 03-6895-0107

Eメール : kiki@gyoankyo.or.jp

ホームページ : <http://www.gyoankyo.or.jp/>